

令和4年度久留米市介護支援専門員 新人研修資料

短期入所サービスの

居宅サービス計画への位置づけに

ついて



久留米市 介護保険課
育成・支援チーム

短期入所サービスの長期利用者に対する減額

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(抄)

短期入所生活介護の基本サービス費については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームへ入所した当初に施設での生活に慣れるためのさまざまな支援を評価する初期加算相当分を評価している。

こうしたことから、**居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算を行う。**なお、同一事業所を長期間利用していることについては、居宅サービス計画において確認することとなる。

短期入所サービスの長期利用者に対する減額

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)問74 (令和3年3月26日付)

長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合の減算は、同一の指定短期入所生活介護事業所を連続30日を超えて利用している者について、それまでの間のサービス利用に係る費用を介護報酬として請求しているか否かに関わらず、連続30日を超える日以降の介護報酬請求において適用するものである。

このため、例えば同一の指定短期入所生活介護事業所から28日間連続して短期入所生活介護の提供を受け、そのまま1日同事業所を自費で利用し、自費利用終了後再び短期入所生活介護の提供を受けることとなった場合は、自費利用終了後再び短期入所生活介護の提供を受けることとなった日の翌日（連続30日を超える日）から減算が適用される。



短期入所サービスの長期利用者に対する減額

※以下のような場合も減算の対象となります。

- 同一の短期入所生活介護事業所を30日利用後、1泊だけ自宅で過ごす場合
- 連続して30日を越えて、特別養護老人ホームと併設の短期入所生活介護事業所から特別養護老人ホームの空床利用である短期入所生活介護事業所へ変わる場合

短期入所サービスの利用日数の制限

久留米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準に関する条例

(平成26年3月27日久留米市条例第8号)

【第16条第21号】

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、**短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。**

短期入所サービスの利用日数の制限

☆久留米市への理由書等提出について

- 認定の有効期間の半数を超える1～2ヶ月前に理由書を提出してください。
- 別紙の理由書及び居宅サービス計画の1表～4表を提出します。

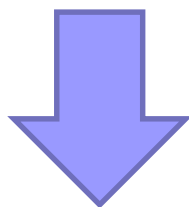
※理由書の記入例は別紙を参照ください。



対象者がいる場合は、必ず期限までに提出をお願いします。

認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないと規定されている理由

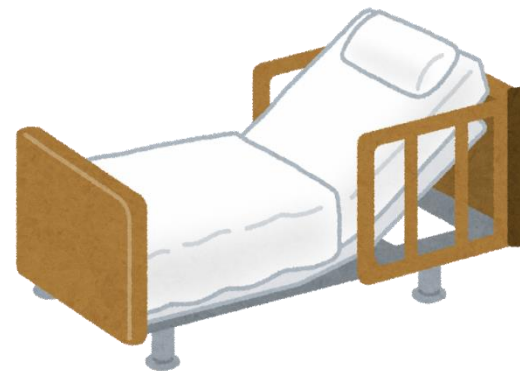
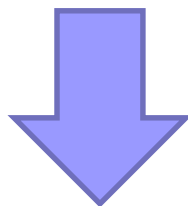
- ①短期入所サービスについては、
利用者が居宅で自立した日常生活を維持するために
利用されるべきものである。



認定の有効期間の半数を超えている場合、
自立した日常生活は維持できていないと
考えられる。

認定有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないと規定されている理由

②短期入所サービス専用のベッドに限りがある。



短期入所生活介護の長期利用者が増えると、必要な利用者が利用できない状況になる可能性がある。

等の理由が考えられます。

対象者として想定される利用者 ～特に必要と認められる場合とは～

- ①利用者の心身の状態、家族の状況等から自立した在宅生活の維持が困難である。
 - ▣ 認知症であること等により、同居している家族等の介護が困難なとき。
 - ▣ 日常生活全般に介護が必要であるが、常時の介護は困難であり、介護負担が大きいとき。
 - ▣ 同居している家族等が高齢、疾病等であることを理由として十分な介護を受けることができないとき。

対象者として想定される利用者
～特に必要と認められる場合とは～

②特養など施設への申込みをしており、
入所待ちであること。

**基本的に、①、②の要件を満たしている
場合に特に必要と認められる。**

短期入所生活介護の継続利用を位置づける時に 気をつけていただきたいこと

ケアマネから
よく聞かれる
ご意見

?



ご家族も本人も在宅生活を希望しており、
週に1日は在宅で介護されている。

家族は頑張って介護しているのに、
施設入所は言いづらい！

ケアマネジャーは利用者の希望、ニーズ
を勘案しプランを作成することが求めら
れているし、高齢者支援の方向は施設か
ら在宅へと転換しているはずでは？

短期入所生活介護の継続利用を位置づける時に 気をつけていただきたいこと

A 介護保険給付を受けるのであれば、
介護保険制度の中で
最大限利用者の希望に沿った
プランを作成することが
求められています。



短期入所生活介護の継続利用を位置づける時に 気をつけていただきたいこと

つまり、
短期入所者生活介護の基本方針



指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業は、要介護状態となった場合においても、**その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

この基本方針に沿った利用となるように
利用者及び家族に働きかけをすることが求められる。